# 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

九	八	:	七	六	五	匹	三	<u>_</u>	_
特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(附則第九条関係)	破産法(平成十六年法律第七十五号)		林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)	登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第六条関係)	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)(附則第五条関係)	中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)(附則第四条関係)	独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号)	木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)(第二条関係)	国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)(第一条関係)
34	33	31		28	27	26	23	13	1

第二章の二 樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けたいう。)を設定することができる。 根林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けたいう。)を設定することができる。 取跡地に植栽(人工下種を含む。以下同じ。)された樹木をないものとする。 は木採取権の設定に際し、当該設定を受けた水水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた水水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた水水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた水水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた水水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた水水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた水水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた水水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた水水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた水水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた。 は、	一つ	改 正 案
	(第一条―第三条) (第一条―第三条) (第一条―第三条) (第二十五条) (第二十五条) (第二十五条)	現行

国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

2 第八条の七 第八条の六 七六五 きも、 八条の八 四三 の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木採取区としてにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他 において樹木採取権の設定を受けることを希望する者は あらかじめ公表して、 ときは、農林水産省令で定めるところにより、 ればならない。樹木採取区を変更し を図るため、 て国有林野事業及び民有林野に係る施策を一 (公募) 設 するために必要な事項として農林 を公募するものとする。 農林水産大臣は、 定することができる。 団の国有林野の区域であつて、 以下同じ。 定の 樹木採取権の存続期間樹木採取区の所在地及び面積 当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなけ、林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞な 樹木料 前各号に掲げるもののほか 第八条の十四 樹木採取権を行使する際の指針 権利設定料の額 同様とする。 申 請) 農林水産大臣は、 第八条の六 農林水産大臣は、 (樹木採取区において採取される樹 樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する低林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成 の算定の基礎となるべき額及び算定方法 第二項第 第 樹木採取権の設定を受けることを希望する 項 号の樹木の採取に関する基準 の規定により指 前条第一 当該区域の所在する地域におい 次条第一 水産省令で定めるもの 項 又はその指定を解除すると の規定 項の規定による申請を 体的 定され 木の 次に掲げる事項を による指定をした に推進すること た樹木採取区 対価をいう。 農林水 (新設)

(新設)

産大臣にその旨を申請しなければならない

2 ない。 めるところにより、 頭の規 定による申請をしようとする者 申請書を農林水産大臣に提出しなければなら申請をしようとする者は、農林水産省令で定

(申請書) ればならない。 前 条第 項の申請書には 次に掲げる事項を記載し な

0) 確立に関する方針その他の事業の基本的な方針樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定 的 な 取引関 係

樹木採取区の所在地

氏名又は名称及び住所

りる経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事 を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。 として農林水産省令で定めるもの 経営管理 (森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた 実に行うに足 以下同じ。 項

Ŧī. るべ 第八条の七の規定により公表された樹 申請額」という。 き額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額 木料  $\mathcal{O}$ 算定 0) 基 全礎とな 以

開拓その他こ場合に限る。 種類及び規模 法 の取引関係、 同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。 前各号に掲げるもののまい、事物ので定めるもの確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの。据その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係のである。 事業者等をいう。 木材利用事業者等(木材の安定供給の確 (平成八年法律第四十七号) 第四条第一 同 (当該木材生産流通改善施設を整備しようとする 項に規定する木材生産流通改善施設の 以下同じ。 )及び木材製品 項に規定する木材利に関する特別措置 利用 以 下 同 事業者等 じ。 所在地、

与に関する事項その の樹 木採取区の所在する地域における産業の振興に対する 他の 樹木採取権者 の選定に関し必要とな

七

# る事項として農 林水産 一省令で定めるもの

2 にかかわらず が含まれるものに限る。) ある場合であつて、 条第 の森林 下この 前条第二項の者が木材の安定供給の確保に関 同 一項の して作成した事業計画 項におい の区域に前条第 認定(木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 同項第六号に掲げる事項の記載を省略することがに限る。)の写しを提出したときは、前項の規定に前条第一項の規定による申請に係る樹木採取区 て同じ。 当該認定に係る事業計画 に係るものに限る。 (同項に規定する事 同 一条第三項第二号一条第三項第二号 業計画 をいう。

## (選定)

第八条の十 ければならない。 という。)が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しな 第八条の八第一項の規定による申請をした者(以下 農林水産大臣は、 農林水産省令で定めるところにより 「申請者」

に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること。 経営管 理を効率的かつ安定的に行う能 力 及び 経 営管理 を 確 実

定 申請 基礎となるべき額以上であること。 額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料 の 算

木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められるこ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者 等と 0 連 携に により

兀 理経営の 前三号に掲げるもののほ 実施の 確 !保に支障を及ぼすおそれがあるも か、 国有 林野 の適切 かつ効率的な管  $\mathcal{O}$ で ないこ

2

項各号に掲げる基準に適合していると認められるとき に対する寄与の 事業の実施体 農林水産大臣 その適合していると認められた全ての申 は、 制 程度その他農林水産省令で定める事項を勘案し 前項の規定により審 樹木採取区の所在する地域 査 L た結 請 者の申請 に 果、 お ける産 は 申 書につ 請 

	前項とので
	のとする。とはいる権利設定料について、納付期限を定める権利設定料について、納付期限を定める権利設定を受けた。
	の申請者に対し、その旨の通知をするものとする。   との決定をしたときは、遅滞なく、同項の樹木採取権に係る全て
	産大臣は、第一項の設定をし、又は当該設定をは協議したに対けたられ
	長田事こ協議しなければな農林水産大臣は、前項の設
(	する。
五	ウーロ とはく全て正は、第八き)一等に買り見ぎにより木採取権の設定を受ける者の決定等)
	かに該当する者があるもの
	五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれ四 十分な社会的信用を有していない者
	過しない者
	により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から二年を経  三 第八条の二十二第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定
	を解除され、その解除の日から二年を経過しない者
	一項の
	ら二年を経過しない者   の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日か
	は森林法に規
	による公募に応じることができない。
(新 設)	第八条の十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条の七の (ノ神事目)
	て評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するも取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するも事項の規定により納付すべき樹木料の算定及び納付に関年ごとの採取面積に関する事項の継続が困難となつた場合における措置に関する事項の継続が困難となつた場合における措置に関する事項の形滑な実施のために必要な事項その他農林水産省令の円滑な実施のために必要な事項その他農林水産省令の円滑な実施のために必要な事項その他農林水産省令の円滑な実施のために必要な事項その他農林水産省令の円滑な実施のために必要な事項を定めな取引関係の確立に関する事項を定めな取引関係の確立に関する事項を表表し、次に掲げる基準に適合するも事項	同にわたつて行う施業の計画であつて、次に掲げる。  「はり、農林水産大臣と、次に掲げる事項をそにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をそにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をそにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をそにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をそにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をそい。	は、「また」とよっまたとなった。 は、では、「ないできないときは、期間を定め、理由を付して、 を開始することができないときは、期間を定め、理由を付して、 を開始しなければならない。 を開始しなければならない。 は、やむを得ない理由により前項の期間内に事業 が、事業を開始しなければならない。
	新 設 )	(新 設)

樹木採取権の移転を受けようとする者は、農林水産大臣に申請し除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	分 る 納 の は 処 十 の か 分 う り う う う う う う う う う う う う う う う う う	めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。第八条の十五 樹木採取権は、物権とみなし、この法律に別段の定(性質)	でなければならない。  1
( 新 設	(新 設)	(新 設)	

3 その許可を受けなければならない。 項の規定による申請をしようとする者

4 めるところにより、 書を、 農林水産大臣に提出しなければならない。 第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載し第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載し

5 道 府県知事に協議しなければならない。 農林水産大臣は、 第二項の許可をしようとするときは、 関係都

ならない。 適合していると認めるときでなければ、その申請を許可しては農林水産大臣は、第二項の規定による申請が、次に掲げる基準

適合し、 その申請をした者が、 かつ、 第八条の十一各号の 第八条 の 十 いずれにも該当しないこと 第一 項各 号に 掲げる基準に

針 八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針 及び申請額が、 申請額に照らして適当なものであること。 その申請に係る第八条の九第一 樹木採取権の移転をしようとする者の 項第一号の 事 ·業 の おおおおりな方針及の基本的な方

6 当権 抵当権 者の同意がなければ、 の設定が登録されている樹木採取権につい これを放棄することができない。 て は、 その 抵

採取権の移転又は放棄は、 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでし その効力を生じない。 た樹

7

木採取権を (新設)

2

該基準

に適合しないと認めるときは、

樹木採

取権を譲

渡するた

ら三月以内に、

第八条の九第

得した者は、

農林水産省令で定めるところにより、

項各号に掲げる事項を記載した書だめるところにより、取得の日か

を添えて、

内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなけ

ればならない

めに通常必要と認められる期間として農林水産省令で定める期間

適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、

農林水産大臣は、前項の規定による届出が、

その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

次に掲げる基準に

第

、条の十八

法人の合併その他

般承継によつて 般承継)

樹

樹

木採取

権の

法人の合併その

他 0)

0)

(新設)

2 農林水産大臣は、前項の規定により、抵当権の設定が登録づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。二 樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由

. 基

- 旨 を当該抵当権に係る抵当権者に通知 農林水産大臣は、 る樹木採取 権を取り消そうとするときは、 前項の規定により、 しなけ 抵当権 ればならない。 あら 0) 設 か 定 U が 8 登 一録され
- 消滅する。 樹木採取区が国の所有に属しなくなつたときは、樹木採取権は

# 樹木採取権者に対する補償)

第 権者」という。 八条 は樹木採取権者であつた者 由がある場合に限る。 条第三項の規定による樹木採取権の消 この条において同じ。 の二十三 国は、 に対して、 前条第 、通常生ずべき損失を補償しなければ。(以下この条において単に「樹木採取によつて損失を受けた樹木採取権者又 の規定による樹木採取権の取 項 第二 一号に 滅 (国の責めに帰すべき 係る部 分に 限る。 消し又は 以

が協議しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、国と樹木採取権者と

5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

ことができる。

合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。 当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場項の規定により消滅した樹木採取権(国の責めに帰すべき事由に項の規定により消滅した樹木採取権(国の責めに帰すべき事由に

その権利を行うことができる。 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対し

7

四〜八(略)	要な事項は、農林水産省令で定める。第八条の二十六。この章に定めるもののほか、樹木採取権に関し必(農林水産省令への委任)	取と一体的に行うよう申し入れるものとする。樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採用の工十五、農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において採取跡地の植栽)	採取区」と読み替えるものとする。	8 国は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第一8 国は、第一項の規定による補木採取権の取消しによるものであるときは、当
四〜八 (略)	(新設)	(新設)	(新設)	

С
) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)
る特別措置法
(平成八年法律第四十七号)
(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

料若しくはエネルギー源として利用する事業者若しくはその組織第四条 森林所有者等(指定地域内の森林の森林所有者(森林法第出方)を森林の立木の使用若しくは収益をする者又は森林経営を理法(平成三十年法律第三百四十六号)第三十六条第二項の規定にする樹木採取権の設定を受けることを希望する者その他の権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をする者又は森林経営基づき森林の立木の使用若しくは収益をしようとする者又は森林経営基づき森林の立木の使用若しくは収益をしようとする者という。以下同じ。)その他権に、事業計画)	第二章 木材安定供給確保事業に関する計画	及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とする。措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林業の生産の安定、流通の円滑化及び利用の促進を図るための特別のを図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化は目的)		改正案
(事業計画) (事業計画) (事業計画) (事業計画)	第二章 木材安定供給確保事業に関する計画	業等の一体的な発展に資することを目的とする。ことにより、木材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずるを図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化(目的)	附則 第三章 罰則 (第二十二条・第二十三条) 第二章 木材安定供給確保事業に関する計画 (第四条—第二十一第一章 総則 (第一条—第三条)	現行

旨府のは知」事い流れ等の県区同事と業う通と」認知域号しい。の併と ŧ い う。 . て という。 という。)を作成業」という。)に と併  $\mathcal{O}$ 第 号へ(2)項 等及 認 知 域 の改善を図るための 木 寸 はその組織 と共同して、木木 を図るための施設(以下「木材生産) ・作成し、これを当該指定地域を指定した都質 ・作成し、これを当該指定地域を指定した都質 ・作成し、これを当該指定地域を指定した都質 ・を図るための施設(以下「木材生産が ・基施する作業路網、乾燥施設・ ・ と共同して、木木 。 の 事内に せ 同 体 事等」という。)に提出内に所在する場合にあっへ②の事業所若しくは区 を受けることができる。 び 六 号 材 条 製 第 品品 該 (2)下 二号 木 لح お 材 を原 材 口 11 5 O 及び て 利 材 用 提出 料 木 事 ハ を利 業者 に とする製 材 お 製 品 用 等 V 7 利 す る事 と 品 用 木 事 業とし 第 · う。 材 業 製 品 と 項 第二 利 7 又 う。 用 は 政 のの利事 令 号 木 当であ 都施施府 お が 者 施 施 府 設 者 施 設 府 設 確立 で 業 材 定(2)利用事 事業者 給 設 産 者」と を 行う 確 又  $\widehat{z}$ る道県又県画保 は

1 木 事 う。)に関する計画を含めることができる。2安定供給確保事業を促進するための措置(以ての伐採及び木材の搬出の効率化、木材の需要なは木材製品利用事業者等との安定的な取引関2・業計画には、次に掲げる者が森林所有者等、 計定 下の係木 「促進措置」 開拓その他の のが利用事業者

2

の第 送 さ 条 を れ 生 **%第二号** 産 る 業若 として行う者 市 場 L 政 くは木材 に 令で お 1 定 7 卸  $\otimes$ 市 る 売業を営 ŧ 場 開  $\mathcal{O}$ に 設 者」 限む る。 者、 لح 木 い う。 を材 開取 設引 0 又 す た は る 者 め 木 材

3 , 業 計 材 安 画 定 は、 供 給 確 次に 保 事 掲 業 げ る (促 事 進 項 措 を 置 記 を含 し む。 な け 以 れ 下 ば 同 な 5 な 0 内

> 道府県知事等」当該指定地域なり、以下この章に る旨 の認 定 を受け <u>デ</u> と 木材指お 所 在 いう。場でする場 ることが 生定い 産 L 7 た 流 しに %合にあ 通 事 改道 できる。 提 善 府 計 音施設が当 出 県 画 L 知 て、 事( لح 当 1 農林水産山田、 · う。 当 を 計 作 画 成 が L 以のの 下 都 事 \_ 道 業れ

あ都府

を含めることができる。出の効率化、木材の需要出の効率化、木材の需要との安定的な取引関と 需要 引援 **(**以 下の係げ る者 開 に 「促進措置」という。)に開拓その他の木材安定供給に基づき行う立木の伐採及る者が森林所有者等又は木 に給及木関確び材 す 保木利 る事材用 計業の事 画を搬業

開設される素材生産業 開 る業者 場 L くは 政 木材 令で 定 卸 足めるものに限る即売業を営む者を 文は る。 木 を 材 開取 設引すの る た 者め

木材安定

供

給

確

保

事

業

促

進

! 措置

| を 含

む。

以

下

同

0)

内

3

事業計(略) 画 は、 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L な け れ ば な 5

容に関する次に 掲 げ る 事 項 及 び 実 施 期 間

(略)

ロイ 関 並 び に . 当 該  $\overline{X}$ 域 に お け る 伐 採 及 び 伐 採 後 0 造 林

ホ 略

事 が 木項共 林 同して 所有者 等、 事 業計画を作成する場合 木 材 利 用 事業者 等 及び にあ 木 0 材 製 7 は 品 利 用 次 ĺ 事 業者 掲 げ

材 0 需 要  $\mathcal{O}$ 開 拓 0) 内 容

(2)(1)る ŋ を 木 行うも 材 製 品 0) 利 用 0 事 所 業者等 在地又は  $\mathcal{O}$ 事 木 材 業 製品 所 であ 利 用 0 事 7 業 木 を 材 行う 製 品 区 0 域引 取

四 三 林略

同同以 .項に 下 規 地 法 定 第 域 とする民 森 五 林 条 計第 画 有 項の規 林 項 をい 、 う。 、 う。 定によ 以 下の対なり 0) υ° 象と てら なれ で った て地 あ つい域 て る 森 保民林 安有計画

整備するために森林法第十条の二第一項に規定する開発行為(同じ。)内の森林以外の森林において木材生産流通改善施設を号)第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。)への地定により指定された保安施設地区をいう。以下同じ。)安林をいう。以下同じ。)並びに保安施設地区(同法第四十一日法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保持が、 当以整 該施 下 設 開 :発行: 0) 配 置 為」という。 及び 構造 をしようと す る ○場合にあっ、
畑定する開発 めっては、 開発行為( 競差施設を

五.

4 他 事 事 森 業 業 林 に 計略 係 لح 画 る立 0 15 は 区 別 木 前  $\mathcal{O}$ 伐採に 伐 項 採 各 号に 面 関 積 掲 伐 げ 採 森 る 方 林 事 法 項 0 所  $\mathcal{O}$ 伐 ほ 在 場 採 か 齢 所 木 伐 保 材 採 安 安 後の 林 定 いとその 供 造 給 林 確

> に関する次 E 掲 げ る 事 項 及 び 実 施

> > 時

期

口  $\mathcal{O}$ 森 林  $\mathcal{O}$ 0 規 所 定 在 場 ょ 所 ŋ 指 保 定 安 さ 林 れ 森 保 林 安林 法 第 を + 11 う。 五 条又 は 下 第 同 じ +造伐 Ŧī.

休採ホに後 関  $\mathcal{O}$ 0 造 他 林  $\mathcal{O}$ 林 森  $\mathcal{O}$ 方 林 水 産 法 لح 0 省 期区 令 間別 定 及 CK 伐 8 採面 る事 樹 種 そ 項 積、  $\mathcal{O}$ 他 伐 採方 伐 採 法、 及 び 伐 伐 採 採 後 齢 0)

設ホ

新

四三

四、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画(四、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画」という。)の対象となっている民有林(四、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画」という。)の対象となっている民有林(四、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画( の二第一においておいて、 を うとす 項に規定 んる場 とする開 一合に あ って 発行為(以下 該 - 「開発行業 施 設  $\mathcal{O}$ 配 置 為」という。 . 及び

(新設) 五.

間 及 び 樹 種 その 他 伐 採 及 C 伐 採 後 0 造 林 関 L 農 林 水

5 都道府県知事等は、第一項の認定の申請があった 産省令で定める事項を記載することができる。

めるときは、その認定をするものとする。、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認っ、都道府県知事等は、第一項の認定の申請があった場合において

、るため 等又 項 は に 木 第 有 材 号に掲げる目標が森林 効 製 (かつ適切なものであること。な品利用事業者等に対する木材に、推ける目標が森林所有者等 所 のから 定木 供材 給利 を用 確事 保 業

| ( )

適含り 切なも 第三 同 項 E 項 第二号,  $\mathcal{O}$ が 規 第三項 であること。 定 でする か 事 第 5 第 項 一号 を記載した場合にあっては、 五. に掲げる目 号までに掲 標を げ る 確 事 実に 項 前 達 成 項 する該 0) 規 た事 定 によ め 項 É に

四 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあっては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る森 西と認められること。

五・六(略)

6 カュ て 安 て 林 道 及び保 い第 じ。)につい 一項 ば 県 なら ている民 知 安施設 の認定をしようとするとき 事 等は、 ない 事業計画において伐採及び伐採後の造林をする立たしようとするときは、第四項に規定する事いての第四項に規定する事項を含む事業計画に設地区の区域内の森林を除く。以下この項におっている民有林( 有林 0 所 在地 の属 する 市 町 村 0) 長 0 意見 を 5

前項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材利用事業者めるときは、その認定をするものとする。、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認4 都道府県知事等は、第一項の認定の申請があった場合において

のであること。等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なも前項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材利用事業者

(略)

る目標を確実に達成するために適切なものであること。前項第二号から第五号までに掲げる事項が同項第一号に掲げ

」という。)及び伐採 」という。)及び伐採の限度に関は、その変更後のもの。第九項第替えて準用する場合を含む。)の ては、その事業計 る指 る場合を含む。) の規: 林法第三十三条第一項 ると認められること。 読 み替えて準用 定施 業要件 する同項(同 (その 画 12 お に係る伐 変更につき同法第三十三条 定による告示に係る同条第一項に規 (同 V て立 条第六項 項第一号において「指定施業要)の規定による告示があったと法第三十三条第六項において読 採 木 関し がにつ を伐 にお 政令で定める基 7, 採 て、 しようと いて読れ 当該保· み替 す 米の三において第一項に規定す 安 る 休に係 準 ったとき に 適 合 る す件 4

五・六 (略)

保安林及び保安いて同じ。)のおりないで第一項のおいてのでありた。 都 道 じ。)の立て及び保安施品 について、当該伐採及び伐採後の造林をすることとさ一項の認定をしようとするときは、第三項第二号ロに 府県知事等 所 在 木の地 は、 地 0) 属 伐 区 地 以採及び する市  $\mathcal{O}$ 域 区 森 域 林 伐採 町 内 計 0 村 画 森対 0 後の造林を含 長 :を除く。 象となって 0) 意見 を聴 む以 下こ か 事 *\* \ なけ る 業 計の民 画 項有 掲 にに林 て げ な つお

議 7 その 該 項 水 各号 の産 認 大 定臣 定 8 る ようとす 次 0 林 各  $\mathcal{O}$ 号 所在地 るとき に 地 げ は、 を る 管 事 当 項 する 事含 都項む 道に事 府 0 業 県い計 て、 知 画 事 12 にそつ 協れい

関 い間  $\mathcal{O}$ でう。)を除るの代採」といる代採」といる。 はする事 安林 う。)を除く。第十項第一号及び第伐のための立木の伐採(以下「間伐伐採」という。)及び同法第三十四項に規定する択伐による立木の伐採安林の区域内における立木の伐採( 項 当 該 保 安林項 第伐四採 ( 森 京十条において 四条の三第一京 は、以下「択り 木項に四 て 同 伐規定する立二 ľ

略

9

て、 伐け 都 項 る 道 府 当 縣 の認 立林 限 木 水 不の伐採 知保 定をしようとするときは、 る。)を含むも うましている保安林ですることとされている保安林のしようとするときは、第四項に 0 意見 (択 は えを聴か 伐による立 第 匹  $\mathcal{O}$ 項 なければならない。 に に 限る。 規 木 定 0) す 伐 る を含 採事 含むで むび(事間保 0) 規 定する事で 所 業伐安 在 計の 林 たのめ区 地 を 管 轄 中するい第二大のお 8

10 意 て をするも 定 0) 都 んめる 協 道 議 府 要件に が県  $\mathcal{O}$ あ 知 事 とする った 事 は、 該 ぶ当するもので
に場合において Tするものであると認めるとき、次の各号に掲げる事項を含む、 は、ぞ業 ぞ 業 第れ当画 項該に るの号い 9

兀 当 保 号 該 安 保 林  $\mathcal{O}$ 政 安  $\mathcal{O}$ 女林に係る指定施業型の区域内における立ち 令で 定め る 基 準 一に適合な立木のは 及伐び採 す る と投採に関 めのす ら限る た度なるにする。 こと。 当 第該 伐 五. 項採

略

11 とき 11  $\mathcal{O}$ 7 道  $\mathcal{O}$ 府 協 県 知 が事 な事項の あは にた れ ば 場 0 なら 一合に V 項 て都道 第 な お 兀 い号てに て、 府 掲 県 森 第 げ 八る事 林 審 の項 議 同 会 を 意をむ 及 び の関係市町村の関係市町村の事業計画に

12

等

は、

第

項

0

認

定

(当

該

認

定

に

係

る

事

業

計

画

が

11

6

ぞれ当 7 議 その同 項 水 各号認 大 意 に 定臣 を得 定 をは  $\Diamond$ L のる森林ので なけ 次 0 れ林 ば っるとき な方を 地 げ を管 る 事 轄 当 項 する都 該を 事 含 項む に事 道 府 9 業 県い計 て、 知 画 事 に

に そ

0

協れい

という。), 本の伐採」 第一項に規 に関 関する事項 当芸いう。)を除く。 採」という。)及び同 定 区 する 域 内に 言該・一木の 択 伐 おける立 九 による立 安 伐 J (現下「間伐のための立木の伐域 が同法第三十四条の三第一項に規定 よる立木の伐採(以下「択伐による ならない。 林項 採 採 る立 定 す

<u>-</u> 略

な安号 い林のに 。のに よる農林・ \ \ \ 所掲に 木 水 所在地を管轄する数 掲げる事項について への伐採及び間伐の が産大臣は、保安林 都道 認定 て、 0 林 たの区 当 をしようとするとき 府 県 該 の域 知 伐 立内 事の 採をすることとされ 木に のお 意見 伐 け 採に限 を聴 かなけ は、 る。  $\mathcal{O}$ 伐 第 採 を 含 択 て 1 項 ば る保 第む伐 な 5

意をするものとする に定める要件 T の協 都 道 議 府 が県あ知 Fに該当する。 めった場合に がある。 がある。 各号に のであると認めるときいて、当該事項が、そ号に掲げる事項を含む めるときは、頃が、それぞりを含む事業 ぞ 業 第十当 七当画 の各 2 同号い

第が 当保 兀 四号の政令で定める基準に適当該保安林に係る指定施業要保安林の区域内における立木 業要 来要件及び伐採の 適 合す うると認 めのする 度に 事 れ るこ 項 関 とし、第 当 第 該 兀 伐 項採

二 三 略

10

ついて るときは 都 意 道 見  $\mathcal{O}$ 府 協 県 聴当か該 知 が事 等は、 事あは 0 にた れ 第 ば 場 Ξ 第 0 ならいて 合に 項 て都道 第四 項 な お  $\mathcal{O}$ い号てに 認 て、 府 定 をしたとき 掲 県 森第 げ る 七 林 項 審 事 議 の項 会及 司 は を 意 含 を 当 び む 関 L 該 事 ようと 認 係 業 定 計 市 に 町 画 村すに 係

な及そにと いびれあさ を び当 V ) L 兀 いっては、 当 ぎ れ れ 項 12 て 政市町村の長) 紀同項各号に立 いる民 き 規 は、 定 す 八項 有 当 る 長) 事 長)に当該認定をした旨を通知に定める森林の所在地を管轄す体の所在地の属する市町村の長林の所在地の属する市町村の長該認定に係る事業計画において事項を含むものに限る。次項に事項を含むものに限る。次項に **迪知しなければなら轄する都道府県知事事業計画について、** T に 伐 お 採 7 す 同 ľ

13

第 五 画 0) 変更

2 す供以 供給確保事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消以下「認定事業者」という。)が認定事業計画に従って木材安定(当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。(当該定事業計画」という。)が同条第五項各号に掲げる要件に適規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下 ことが 当 し 認 下 定 できる。

3 用 する。 条第 五. 項 へから 第 項 Ĵ で  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 第 項  $\mathcal{O}$ 認 定 に 0 1 て

事 業 計 画 0 認 定 0 特 例

第 六 条 略

2 0) 規 兀 定 条 足による協業未第六項かる 議 5 を受けた場合につ)第十二項までの規: い定 ては、 準 用都 す 道 る。府 県 知 事 等 が 前

 $\mathcal{O}$ 届 出  $\mathcal{O}$ 特

第 安林 七 計 画 及 び 認 第 保 定 匹 安 事 施 業 条 第 設者 匹 地が例 項 区 地 の域 13 区森城 規 定 す 内計 の画 る 事 森の 林対 項 な象となって、 を含 む ŧ ってい 0 に およい民 限 る て有 認林 次条及 定事保

> 認定をした旨を通知林の所在地を管轄する事項を含む事業計画において 事長で サ業計画 知し , る都道府県知事及び当該 未計画について、それぞなび、農林水産大臣にあって なけ 採 をすることとさ ń ば 県知事及び当該市いて、それぞれ同産大臣にあってはることとされてい ならない。 以市町村の長)には、第七項をは、第七項を の長) (では、) に当該に定める森の所在地

12

五. の変

2 すっている。と思う、供給確保事業を行っていないと思う、供給確保事業者」という。)が認定事業計画に従以下「認定事業者」という。)が認定事業計画に従以下「認定事業者」という。)が認定事業計画に従る同条第二項各号に掲げ すことができる。 その認 定 を り消定 むたに以項の

3 準 用する。 前 条第四 項 か 5 第 十二 項 ま で 0) 規 定 は、 第 項 0) 認 定 に 0 1

て

(事業計) 0) 認 定 0) 特 例

六条 略画

2 項 の第四 **燃定による協業** 四条第五項から ら第 議 殿を受け + た場 項 た場合に なまでの 規 0 定 11 ては、 潍 用都 す 道 る。 府 知 事 等 が 前

伐 採  $\mathcal{O}$ 

第 安七 業計 画 及 び認 に の保安施設地に配定事業者がは配定事業者がは 従 って 行 う立 区 地 の域 木 . О 区森 城内の大林計画 伐 採 の森林を除く。画の対象となっ っつい ては、 (く。) にかいなっている 林 法 第 おる い民 + 条 て有 0) 認林 八定( 第事保

`伐び 定項確 0) す 同 により提 条第二 に関 につ る 定 を受け 定事 する *\*\ カ 出 て 項 6 「され 中は、「 業 特 た同 計 別 + た届出 画 措 」と読み替えて、 項 置 林 法 に規定する森林 法 ま 所 :書」とあるの 有者 第十 (平成 で 平成八年法律日等」とある お い 7 同 (律第四-現本・ 同は所 じ 項同同 の規定を適用よ何法第五条第一 文木の + 七 と、「前でと、「前で 材 0 条第二 定 て 安定供 する。 う 項条供用立たの第給せ木 規規一の ず

営 法計 第画 + o変 更 第五 項例

ところにより、 几 0 7 九 て同 0) 条 たときは、 係 林 定 場合 第一 み替 る森 森林 あ 所 兀 定を求 じ。)に当該 有 条 る場合に か森 者等は、
現又は第 こえて準 林経 に 所 5 林 は、 有 その め 営 者 林 第五 当該 なけ は、 遅 用 計 等」という。 0 力する同 当該 滞 規 経 変 画 農林水文 なく、 条第一 更後 営の 定する事 森林経営計 認定森林 (その変更に 該森林経営計画を条第一項の認定を定する事項を含む の委託を受けた男五項の認定な なら 法第十一条  $\mathcal{O}$ も 産 市 変更につき同される。)が、立木の記定を受けた者 大臣又は批析有者等は 0 な 画 臣又は都道府県知事。村の長(同法第十九冬月者等は、農林水産省計画を変更しなければ説にを受けた場合には 0)  $\mathcal{O}$ 変 内 第 む 更が £ 容 五. と  $\mathcal{O}$ 項法の 適 に 当 限 る。 で あ 関 の所 るかど四規でなら は、 条に 有 に 者 が現の現では、 当のででは、 ででは、認いでは、 ででは、認いでは、 ででは、認いでは、 ででは、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 当お又 V は て森木 林 第

2 5

独 行 政 法 農 林 漁 業信 用 基 金  $\mathcal{O}$ 業 務

+ 六条 を円 び は 滑 0 木 独 7 材 木 す 材 限 製 行 ることを目 品 安定供 政 利 法 用 人 八農林 事 給確保事業 業者 漁業 的 0 条に とし 等 が 信 用基 7 共 お (森林 同 V 7 L 金 次 13 所 以 同 て U 掲 作 有 け 成 者 下 る L 等 業 信 た 務 必 認 木 用 を 要 材 定 基 行う な資 金 事 利 業 用 金 計 事 لح 業 画 0

> 同は所律る 第四十二年 「同法第五名有者等」と、 0) 等」と、四十七号)第八十七号)第八十七号)第八十七号)第八十七号)第八十七号)第八十七号)第八十七号)第八十七号)第八十七号)第八十七号)第八十七号)第八十七号)第八十七号)第八十七号)第八十七号) 規定 を 適 条第二項に 第 四 安定適 用 ずる。 前 条供 項 用 第 0 給 せ 一のず、 規 規 焼定によりに 項の認定な確保に関す 定する認 の認に 同 条 り提出された届出書足を受けた同項に担 する 定事業計 項 特 中 別 画 措森 置林 と読 書」とあ み替 1えて、 る森年と の林法あ

更  $\mathcal{O}$ 

の規定: ならな か第 九 にってに認所 ったときは、その恋に読み替えて準用す どう 当該認 .係る森: ついて第 定 有 た森林所有 森林活第 経営計画の ためるところにより、Pない。この場合には、Y談認定森林所有者等は、 の適 林経 つき認っ いて同 四条第一 用 営計 が あ 等」とい  $\mathcal{O}$ + oる場合 変更 元する同 じ。)に 画 経 定 者 項 等 又 「その 営の を求 は、当 後 第 仮のもの)の法第十一条 は、 · う。 Ď に は 委 五特 当該には、 変更に なけ 第五 遅 託 項例 ごむだを受 十一条 該 該 滞 当  $\mathcal{O}$ 農林水産大臣平海なく、市町村の設認定森林所有者 条第一 該 森 れ 認 改森林経営計画栄第一項の認定 林林 · 立 つき同 け ば 定 け 立た 引木 の ピ 第 なら 内 を 営 容と異なる内容の五項の規定による 項の無 以 け を 村の長 有者等 認定を受け 伐 十二条 下この森林所 画を 採に 都 ( 同 は、 変更 更 関 第三 条に が L 有 農林 た場 法 し 府 なけ 認項 事 当 県 お又 合 知十 水 業定に 該 いは 事九産れに 計がお認 て 省ばは画あい る 条 定

新 設

| 信用基金に出資している認定事業者であって次に掲げるもの | 信用基金に出資している認定事業者であって次に掲げるもの | 世界の | 日本の | 世界の |

□ 木材卸売業者等(資本金の額又は出資の総額が千万円以下いて「木材卸売業者等」という。)であるもの市場開設者又は木材の輸送を業として行う者(ロ及びハにお 森林組合若しくは森林組合連合会で木材卸売業を営む者、担する債務を保証すること。

木材卸 の構成員となっている中小企業等協同組合 令で定めるものに限る。 人に限る。 並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び 売業者等 ハにおいて同じ。 (資本金の額又は出資の ハにおいて同じ。) ) 又は木材製品利用事業者( 総額 が が 直 千 世接又は 万 円以下 間

前二号の業務に附帯する業務へ、木材卸売業者等又は木材製品利用事業者

都道府県の特別会計)

該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。会計において併せて行うことができる。この場合においては、当材産業改善資金助成法第十三条第一項の規定により設置する特別けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業・木井七条 前条第一号の規定により信用基金から資金の貸付けを受

をした者は、三十万円以下の罰金に処する。第二十五条 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告第三章 罰則	(国有林野の管理経営に関する法律との関係)  「国有林野の管理経営に関する法律との関係)  「国有林野の管理経営に関する法律との関係)  「国有林野の管理経営に関する法律との関係)  「国有林野の管理経営に関する法律との関係)	第二十一条~第二十三条 (略)	配慮をするものとする。  する国有林野事業をいう。)における木材の供給について適切な林野事業(国有林野の管理経営に関する法律第二条第二項に規定第二十条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有(国有林野事業における配慮)	第十九条 (略)	第十八条(略) (森林組合等の事業の利用の特例)
者は、三十万円以下の罰金に処する。第二十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした第三章 罰則	(新設)	第十九条~第二十一条 (略)	)における木材の供給について適切な配慮をするものとする。第二百四十六号)第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。林野事業(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第十八条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有(国有林野事業における配慮)	第十七条 (略)	第十六条(略) (森林組合等の事業の利用の特例)

 $\bigcirc$ 独 立 行 政 法 人 農 林 漁 業 信 用 基 金 法 至 成 + 兀 年 法 律 第百二十八号) (第三条 関

係

現

行

改

正

案

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

目

保に関 業通 定 供給 すること並 業 することを目 グび木 は、 信 用 特 する特別 独 つ 八れ等に き保険 農業信 業信用 基 措  $\frac{1}{\sqrt{2}}$ 並びに林業者等の一金協会及び漁業信 金の融通を円滑にし、 法」という。 行 政 的 係 業を含む。以 を行うこと、 措 いる債務を保証することにより、農林漁業経営等来を含む。以下同じ。)の経営の改善に必要な資い林業者等の融資機関からの林業(林業種苗生産公及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融いいう。)第十六条第一号に規定する事業並びに とする。 基金協会が 置 法 (平成 行う漁業 行う農業 都 道· 八 年 府県 法 もって農 近代 律 代代代以 が 第 行う 兀 資 化 林 +漁業の 資金 七 木 金 号。 等に 材 0 等 用 · に係る 情: 安定 健全な発展 以 下 金 横 後 の が る 債 で 木 の務い 材 安確保の う

2

に 対する持 分の払戻し)

七 条の二条の二

2 3

. ず 、れ 第 か 一 っ 信前主用項務 かに れ 項 組合等又は林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十円基金が当該出資者(その者が第十三条第三項に規定以の規定による払戻しを停止することができる。、省令で定めるところにより、当該請求をした出資者に対ったときは、信用基金は、当該各号に定める時もの規定による請求があった場合において、次の各号のの規定による請求があった場合において、次の各号のの規定による請求があった場合において、次の各号のの規定による請求があった場合において、次の各号の ぞれ 兀 0 省 該 0 合等又は 基 その 二号口 直 口に掲げる中小企業等協同組)第十七条第二号若しくは木林業・木材産業改善資金助品 接 成 員とな いってい る第 回組合である場合は木材安定供給は 十三条第二 資者にいる時まの 五規十定 一項に規 お特 措 に は 法 年 る 一子 対でい

関からの林業(林業種苗生協会の業務に必要な資金を証等につき保険を行うこと ことにより、この経営の って 証 保 証、 林漁 つき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業1漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る3、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る 独 り、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑に営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保 <u>\\ \</u> の健 政 目 用法的 全な発展に資することを目的 1生産業及び木材製造業を含む。1を融通すること並びに林業者等 用 **(以** 下 とする。 用 係る債 以 下 の信 派証する 記用基度 務の保 の という ŧ

2

代出資者に に対する持 . 分 の

世法 ・ 一、 ・ 一、 ・ 一、 ・ 一、 ・ 一、 ・ 信用基金が当該出資者(その者が第十三条第三項に規定十一人 ・ 一、 ・ 信用基金が当該出資者(その者が第十三条第三項に規定十一人 ・ 一、 ・ 一、 ・ 一、 ・ 信用基金が当該出資者(その者が第十三条第三項に規定十一人 ・ 一、 ・ 信用基金が当該出資者(その者が第十三条第三項に規定十一人。 ・ 一、 ・ 一 、 ・ 一 、 ・ 一 、 ・ 一 、 ・ 一 、 ・ 一 、 一 、 ・ 一 、 ・ 一 、 一 、 ・ 一 、 一 、 ・ 一 、 ・ 一 、 一 、 ・ 一 、 ・ 一 、 ・ 一 、 ・ 一 、 ・ 一 、 ・ 一 、 ・ 一 、 一 る同十二元 者時号 に にまの 十合年る 対でい

を含む。以下この項において同じ。)の債務を保証していると一号若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ハに掲げる者定する林業者等又は林業・木材産業改善資金助成法第十七条第 をしないことが明らかになった時 信用基金が当該出資者の債務につきその者に代わって弁済

4

業務の範

第 十二条 次の業務を行う。 信用基金は、 第三条第一 項に掲 げる目 的 を 達 成 するため

五. 供給特措 次条、: 措法第十六条第二号の規定による債務、 | 林業・木材産業改善資金助成法第十(略) 七条及び木材安定  $\mathcal{O}$ 保証 を行うこと

よる貸付けを行うこと。 都 道 府 県に . 対 し 木材安 定 供 給 特 措 法 第 + 六条 第 号 0) 規 定に

七 ~ 十 一 (略)

2 • 3

(業務の委託

第 る業務(保険契約の締結を除く。)並びにこれらに附帯する業務条第一項第一号から第四号まで及び第七号から第十号までに掲げ十四条。信用基金は、業務方法書で定せるとことに することができる。

2 3 (略)

区 分経

十五 それぞれ 信用基金は、 勘定を設 けて整理しなければならない。 次の各号に掲げる業務ごとに経 位理を区 一分し

> るとき 弁済をしないことが明らかになった時 る者を含む。 信用基金が当該出資者の債務につきその者に代む。以下この項において同じ。)の債務を保証 わってい

略

4

(業務の範

第十二条 次の業務を行う。 信用基金は、 第三条第 項に 掲げる目 的 を達 成 する た

め

<u></u> 〈 匹 (略)

Ŧ. る債務の保証 次条及び林業・木材産業改 を行うこと。 善資金助成法第 + 七 条 0) 規 定

に

ょ

(新設)

2 六 ~ 十 • 3

(業務 の委託

第十四条 る業務(保険契約の締結を除く。)並びにこれらに附帯する業務条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで掲げ十四条 信用基金は、業務方法書で定めるところにより することができる。

2 3 (略)

(区分経理)

第十五条 それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 信用基金は、 次の各号に掲げる業務ごとに 理を 区 |分し

らに附帯する業務(以下「漁業信用保険業務」という。)三 第十二条第一項第七号から第十号までに掲げる業務及びこれ

# (長期借入金)

て、長期借入金をすることができる。に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受け第十七条(信用基金は、第十二条第一項第四号、第六号及び第十号)等

# (報告及び検査)

第二十 務の委託を受けた者 は 務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しく 証法を施 材産業改善資金助成 を受けた業務に関し報告をさせ、 条 書類その他の必要な物件を検査させることができる。 主務大臣 行するため必要があると認めるときは、 は、この 法、木材安定供給特措法は、この法律、農業信用保証 (以 下 告をさせ、又はその職員に、受託者の事下「受託者」という。)に対し、その委があると認めるときは、信用基金から業があると認めるときは、信用基金から業 証 保険 法、

## (略)

という。) 並びに同条第三項に規定する業務(以下「林業信用保証業務」二 第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

らに附帯する業務(以下「漁業信用保険業務」という。)二 第十二条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれ

# (長期借入金)

借入金をすることができる。 業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期第十七条 信用基金は、第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる

# (報告及び検査)

第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木の要な物件を検査させることができる。

· 3 (略)

2

2

3

(略)

C	
中小漁業鬲資伢証法	
力	,
漁	Ę
業	
層	
貨	į
伢	7
証	ŀ
<del>//</del>	_
<u></u>	_
比工	_
(昭利二.	
_	_
7	
仜	
计	
亿付	
日常	
オニ	
_ 건	1
川	1
4	
그	_
, 두	1
- 二十七年沒律第三百四十六号)	_
附	
貝	Į
穿	
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	_
弅	:
関	
仔	-

(傍線部分は改正部分)

_	tota		
2 (略)	管理しなければならない。	2 (略) (保証債務の弁済に充てるための信用基金からの借入金) (保証債務の弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信用と金銭を含む。)を、その負担する保証債務のうち漁業近に係る信用基金からの借入金(当該借入金の管理又は使用に伴いに係る信用基金からの借入金(当該借入金の管理又は使用に伴い下級ににてるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信用と金貨の十四年法律第百二十八号)第十二条第一項第九号に規定する資金第四十三条の二 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成第四十三条の二 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成第四十三条の二 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成第四十三条の二 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成第四十三条の方法により管理しなければならない。	改正案
2 (略)	管理しなければならない。	2 (略) (保証債務の弁済に充てるための信用基金からの借入金) (保証債務の弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信取得した金銭を含む。)を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るもの及び第四条第一項第八号に規定する資金代化資金等に係るもの及び第四条第一項第八号に規定する資金部又は前条第二号の方法により管理しなければならない。 (保証債務の弁済に充てるための信用基金からの借入金)	現行

0
漁業災害補償法
(昭和三
一十九年法律第百五十八号)
(附則第五条関係

(傍線部分は改正部分)

2 (略)  (独立行政法人農林漁業信用基金法の特例)  (独立行政法人農林漁業信用基金法の特例)  (独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十三条第一項中「第十五条各号に掲げる業務」と、同法第十七条中「店掲げる業務」項票四号、第六号及び第十号に掲げる業務」と、同法第十七条中「のは「第十二条第一項第四号、第六号及び第十号に掲げる業務」と、同法第十七条中「がに漁業災害補償関係業務」と、同法第十七条中「がに漁業災害補償関係業務」と、同法第十七条中「水漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法」とする。	改 正 案
2 (略)  (独立行政法人農林漁業信用基金法の特例)  (独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務」と、同法第十二条第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務」と、同法第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務」と、同法第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務」と、同法第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務」とあるのは「第十二条第一項中「第十五条各号に掲げる業務」とあるのは「第一条各号に掲げる業務」とあるのは「第一条各号に掲げる業務」とあるのは「第一条条第二項中「又は中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法」とする。	現 行

 $\bigcirc$ 登 録 免 許 税 法 昭 和 兀 十二 一年法 律 第三十 五. 号) 附 則 第六 条 関 (係)

傍線 部 分 は 改 正 部 分

ス重り終コたよう	第十条別表第一第(不動産等の価額
	一号、第二号又は   正
	第四号から第四号
. ;	の 三 ま で に 第
フ重彦 舟舟	条 不 動 産 別 表 等
タコ 使月 格 ろ に	第 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
に2まが記令道	) 第 四 号 又
J.	は

う。) のに 権又は公司 に掲げ

又又には掲

+ \_ る 取権特運通団処記税 許河事 分 又 権 を 漁の は課 権 財業 関 業 する 団財 制 業 登  $\mathcal{O}$ する 団財限の 権、 録 実 団、目、日 71 用鉱 の場 記権 . う。 合に 入 業 目時 金額がない場合の課となる不動産、動でにおける当該登記又のとなる不動産、動でできているがある。 「において、一定の債施設財団、企業担保施設財団、企業担保施設財団、企業担保施。 新 観 又 金 J。)の価質権利(以下等人漁権、ダン ■額をも、 ・第十四々 ・第十四々 のつて債権金額 の条までにおいて の条までにおいて の条は、公共施設な の標権、回路配 権権路交 路、登金を準 交立録額課 路出鉄通木にが税配版道事、係な標 とみなる 配版道事 係な標 対業場情にないときる。 置権財利、団 利 す。産権で 用著 産 又 権 作軌 団のはて 等は 隣道 自 価 登 第

第

2

3

2

3

登が

登録の時になる場合になる場合になっています。 の目的になっている。 施設財団、おける当時となる不可となる不可となる不可能となる不可能となる不可能を表現る。 は公共施設等運 は公共施設等運 は公共施設等運 は公共施設等運 は公共施設等運 は公共施設等運 は公共施設等運 は公共施設等運 は公共施設等運 団のは、 て 自 価 登 当 録 動鉱額 とす成権団車業又該免いる者、交財は登許

業権、 の価額をもつて以下第十四条ま業権、入漁権、実用新案権、 観 光 0つて債権40条までにど 権金額とみなす。において「不動産なム使用権又は公共ないなが、商標権、回路 する 権権権 作軌 利 に 隣 道 関 育接財

別 九表 条第 第 **洪十条**、 課税範 範 第 囲 十三条、盟税標 標 第十五 準 及び税率の 条 — 第十七 表(第二条、 第十七条の三― 第 五.

別

九 表

条第

十課

税

範

囲、

課

税

標準

率

 $\mathcal{O}$ 

表

(第二

第十五条-

第十七

A 条、

第十

条の三―

七第

五

上条、

2

第

第十三条、

2

の分割による移転の登録 登録 その他の原因による移転の	移転の登録の登録の登録を担えるの他権利の対象を	型に 分又は抵当付債権 分又は抵当付債権 設定、強制競売、	登録登録	京 定 樹	一〜四の二 (略) 可、認定、指定又は技能証明の事項 ・ 一〜四の二 (略) ・ 五関係) ・ 五関係) ・ 本語の表示、第二十四条、第二十三条、第二十三条、第二十三条、第二十四条、第二十四条、第二十四条、第二十四条、第二十四条、第二十四条、第二十二条。第二十二条、第二十二条。第二十二条:第二十二二十二条:第二十二二十二十二条:第二十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
後 又 一 金 又 債 金 の は 部 額 は 権 額 共 分 譲 極 金 有 割 渡 度 額	<b>又</b> 債   は	金 マ を を を を を を を を を を を を を	価  採  価  採	個大採取の信託の	課税標準
千 分 の 二 二	千 分 の 一	千分の四	千     千       分     分       の     五	受手分の合	一
					<u> </u>
				(新 設)	一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

指定又は技能証明の事項、特許、免許、許可、認

課 税 標 準

税

率

(略)

の  木   の  木   の  木   額  は  権   数  当  額  算  除  度   作   採   一 作   採   価   採   極   金   一 権   し し 金   第   で	件  探  横  数  取  を  額  を  な  を  で  で  を  で  を  で  を  で  を  で  を  で  で  を  で  で  で  で  で  で  で  で  で  で  で  で  で	五~百六十 (略)	(九) 登録の抹消	げるものを除く。)	の登録のうち一から出までこ場正若しくは変更の登録(これら	登録の回復の登録又は登録の更	川 付記登録、仮登録、抹消した	登録	ロ 抵当権以外の権利の信託の			イ 抵当権	出信託の登録						
カ	カ		の木件採			の件	木採	の価	木採	金額	極	権金		件数	当権	金額	L	除し	度金
〜 百 六 十	〜 百 六 十		千 円 に			き千円			分			分		き千円	に				
略)	(略)		円に			<u></u>						<u>つの二</u>		·	に				
		(略)																	

 $\bigcirc$ 

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭和五十四年法律第五十一号)(附則第七条関係)

|     |                       |   |   |  
   |  |   |  
   |   
   |   
  |  |   
   |  |  
  |   |  |                       |   |  |   |   | 笙                                       |   |           |
|-----|-----------------------|---|---
--
--|--|---
--
--|---
--
--	--
---	---
(略)	
   |  |   |  
   |   
   |   
  |  |   
   |  |  
  |   |  | 項第一号                  | 第七条の二第三                                 | 欄に掲げる字句と   | 規定中の字句で   | 合には、次の表の                                | 七条 前条の規定                                |   |           |
| (略) |                       |   | 二号ハに掲げる者  | 給特措法第十六条第  
   | 若しくは木材安定供  |   |  
   |   
   |   
  |  |   
   |  |  
  | 企業等協同組合   | ろ  | 六                     | 若しくは木材安定供                               | する。  | 表の中欄に掲げる  | 欄に掲げる独立行                                | より信用基金が同                                | 改正                                      |           |
| (略) | ハに掲げる者                | 第六条第一項第三号   | 若しくは暫定措置法   | 法第十六条第二号ハ  
   | 定供給特   | 同組合   | 三号ロに掲げる中小  
   | 。)第六条第一項第   
   | 暫定措置法」という   
  | 第五十一号。以下「  | (昭和五十四年法律                               
   | に関する暫定措置法  | ための資金の融通等  
  | 盤の強化等の促進の   | 若しくは林業経営基  | 法第十六条第二号口             | 、木材安定供給特措                               |  | のは、それぞれ   | 法人農林漁業信                                 | に規定する業務を行う                              | 余                                       |           |
| (略) |                       |   |   |  
   |  |   |  
   |   
   |   
  |  |   
   |  |  
  |   |  | 項第一号                  | 第七条の二第三                                 | 欄に掲げる字句と   | の規定中の字句で  | 合には、次の表                                 | 第七条 前条の規                                |   |           |
| (略) |                       |   |   | に掲げる者  
   | 同法第十七条第一号  |   |  
   |   
   |   
  |  |   
   |  |  
  |   | 組合   | 小企業等協                 | 七条第二号に                                  | する。  | 同表の中欄に掲げ  | 上欄に掲げる独立                                | により信用基金が                                | 現                                       |           |
| (略) | 第三号ハに掲げる者             |   | 一号若しくは暫   | 資金助成法第十七条  
   | 林業・木材産業改善  |   | 等協同組合  
   | 口に掲げる中小企業   
   | 第六条第一項第三号   
  | 措置法」という。)  | 一号。以下「暫                                 
   | 五十四年法律第  | する暫定措置法(昭  
  | の資金の融通等に関   | 強化等の促進のため  | は林業経営基盤               | 第十七条第二号若し                               |  | のは、それぞれ同表   | 法人農林漁業信用基                               | に規定する業務を行                               | 行                                       |           |
|     | ) (略) (略) (略) (略) (略) | (略)     (略)     (略)     (略)     (略)     (略)       第三号ハに掲げる者 | (略)     (略)     (略)     (略)     (略)     (略)     (第三号)       (略)     (本)     (本)     (本)     第三号八に掲げる       (本)     第三号八に掲げる | (略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (電)       (地)       (地) <td< td=""><td>(略)       (略)       (第一号若しくは第二号へに掲げる者       第一号若しくは第二号へに掲げる者       (略)       (地)       (地)</td><td>(略)(略)(略)(略)(略)(略)(略)(略)二号ハに掲げる者<br/>二号ハに掲げる者<br/>お特措法第十六条第<br/>スに掲げる者<br/>スに掲げる者<br/>スに掲げる者<br/>スに掲げる者<br/>スに掲げる者<br/>スに掲げる者<br/>スに掲げる者<br/>スに掲げる者<br/>スに掲げる者<br/>スに掲げる者<br/>スに掲げる者<br/>(略)(略)<br/>(略)<br/>(略)(略)<br/>(略)<br/>(略)<br/>(略)(略)<br/>(略)<br/>(略)<br/>(略)(略)<br/>(略)<br/>(略)<br/>(略)</td><td>(略)       (略)       (地)       <td< td=""><td>(略)       (略)       (地震)       (地震)</td><td>(略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (の)       <td< td=""><td>(略)       (略)       (四に掲げる中小口に掲げる中小屋が出てまた。       (本)       <td< td=""><td>(略)       (略)       (地)       <td< td=""><td>(略)         (略)         (地)         (地)&lt;</td><td>(略)         (略)         (地震、大条第一項第第二号、以下「開産法第六条第一項第第二号、以下「開産法第六条第一項第三号、小に掲げる中小型に掲げる中小型に掲げる中小型に掲げる者         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         和五十四年法律         和五十四年法律         本計画法第六条第         本計画法第六条第二         本計画法第六条第         本計画法第六条第         本計画法第六条第</td><td>(略)         (略)         (地域)         (地域)</td><td>(略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (の資金の融通等           (略)         (地)         (</td><td>  「号口に掲げる中小   若しくは木材安定供</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>略)       (略)       (他)       (他)</td><td>(略)       (略)       (他)       <t< td=""><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>  改 正 案   現</td></t<></td></td<></td></td<></td></td<></td></td<></td></td<> | (略)       (第一号若しくは第二号へに掲げる者       第一号若しくは第二号へに掲げる者       (略)       (地)       (地) | (略)(略)(略)(略)(略)(略)(略)(略)二号ハに掲げる者<br>二号ハに掲げる者<br>お特措法第十六条第<br>スに掲げる者<br>スに掲げる者<br>スに掲げる者<br>スに掲げる者<br>スに掲げる者<br>スに掲げる者<br>スに掲げる者<br>スに掲げる者<br>スに掲げる者<br>スに掲げる者<br>スに掲げる者<br>(略)(略)<br>(略)<br>(略)(略)<br>(略)<br>(略)<br>(略)(略)<br>(略)<br>(略)<br>(略)(略)<br>(略)<br>(略)<br>(略) | (略)       (地)       (地) <td< td=""><td>(略)       (略)       (地震)       (地震)</td><td>(略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (の)       <td< td=""><td>(略)       (略)       (四に掲げる中小口に掲げる中小屋が出てまた。       (本)       <td< td=""><td>(略)       (略)       (地)       <td< td=""><td>(略)         (略)         (地)         (地)&lt;</td><td>(略)         (略)         (地震、大条第一項第第二号、以下「開産法第六条第一項第第二号、以下「開産法第六条第一項第三号、小に掲げる中小型に掲げる中小型に掲げる中小型に掲げる者         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         和五十四年法律         和五十四年法律         本計画法第六条第         本計画法第六条第二         本計画法第六条第         本計画法第六条第         本計画法第六条第</td><td>(略)         (略)         (地域)         (地域)</td><td>(略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (の資金の融通等           (略)         (地)         (</td><td>  「号口に掲げる中小   若しくは木材安定供</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>略)       (略)       (他)       (他)</td><td>(略)       (略)       (他)       <t< td=""><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>  改 正 案   現</td></t<></td></td<></td></td<></td></td<></td></td<> | (略)       (地震)       (地震) | (略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (の)       (の) <td< td=""><td>(略)       (略)       (四に掲げる中小口に掲げる中小屋が出てまた。       (本)       <td< td=""><td>(略)       (略)       (地)       <td< td=""><td>(略)         (略)         (地)         (地)&lt;</td><td>(略)         (略)         (地震、大条第一項第第二号、以下「開産法第六条第一項第第二号、以下「開産法第六条第一項第三号、小に掲げる中小型に掲げる中小型に掲げる中小型に掲げる者         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         和五十四年法律         和五十四年法律         本計画法第六条第         本計画法第六条第二         本計画法第六条第         本計画法第六条第         本計画法第六条第</td><td>(略)         (略)         (地域)         (地域)</td><td>(略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (の資金の融通等           (略)         (地)         (</td><td>  「号口に掲げる中小   若しくは木材安定供</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>略)       (略)       (他)       (他)</td><td>(略)       (略)       (他)       <t< td=""><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>  改 正 案   現</td></t<></td></td<></td></td<></td></td<> | (略)       (四に掲げる中小口に掲げる中小屋が出てまた。       (本)       (本) <td< td=""><td>(略)       (略)       (地)       <td< td=""><td>(略)         (略)         (地)         (地)&lt;</td><td>(略)         (略)         (地震、大条第一項第第二号、以下「開産法第六条第一項第第二号、以下「開産法第六条第一項第三号、小に掲げる中小型に掲げる中小型に掲げる中小型に掲げる者         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         和五十四年法律         和五十四年法律         本計画法第六条第         本計画法第六条第二         本計画法第六条第         本計画法第六条第         本計画法第六条第</td><td>(略)         (略)         (地域)         (地域)</td><td>(略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (の資金の融通等           (略)         (地)         (</td><td>  「号口に掲げる中小   若しくは木材安定供</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>略)       (略)       (他)       (他)</td><td>(略)       (略)       (他)       <t< td=""><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>  改 正 案   現</td></t<></td></td<></td></td<> | (略)       (地)       (地) <td< td=""><td>(略)         (略)         (地)         (地)&lt;</td><td>(略)         (略)         (地震、大条第一項第第二号、以下「開産法第六条第一項第第二号、以下「開産法第六条第一項第三号、小に掲げる中小型に掲げる中小型に掲げる中小型に掲げる者         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         和五十四年法律         和五十四年法律         本計画法第六条第         本計画法第六条第二         本計画法第六条第         本計画法第六条第         本計画法第六条第</td><td>(略)         (略)         (地域)         (地域)</td><td>(略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (の資金の融通等           (略)         (地)         (</td><td>  「号口に掲げる中小   若しくは木材安定供</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>略)       (略)       (他)       (他)</td><td>(略)       (略)       (他)       <t< td=""><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>  改 正 案   現</td></t<></td></td<> | (略)         (地)         (地)< | (略)         (地震、大条第一項第第二号、以下「開産法第六条第一項第第二号、以下「開産法第六条第一項第三号、小に掲げる中小型に掲げる中小型に掲げる中小型に掲げる者         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         和五十四年法律         和五十四年法律         本計画法第六条第         本計画法第六条第二         本計画法第六条第         本計画法第六条第         本計画法第六条第 | (略)         (地域)         (地域) | (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (略)         (の資金の融通等           (略)         (地)         ( | 「号口に掲げる中小   若しくは木材安定供 | (略) | 略)       (略)       (他)       (他) | (略)       (他)       (他) <t< td=""><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>  改 正 案   現</td></t<> | (略) | (略) | (略) | 改 正 案   現 |

(略)					第十七条						
(略)			号に掲げる業務	号、第六号及び第十	+				する業務	に同条第三項に規定	に所帯する業務並び
(略)	業務の場に掲げる	第六条第一項第一号	置	号、第六号及び第十	第十二条第一項第四	る業務	二条第三項に規定す	する業務並びに第十	並びにこれらに附帯	号までに掲げる業務	一項第一号から第三

(略)	(略)	(略)
第十二条第一項第四号に掲げる業務を指置法第六条第一項第一号及び第二号をび第二号をが第二号をが第二号を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	第十二条第一項第四	第十七条
規定する業務に開帯する業務並びにこれらの第十二条第三項ににまれら	規定する業務	

$\cup$
破産法
(平成十六
(平成十六年法律第七十五号)
·) (附則第八条関係

(略) (略) (略) (略) (では、大学学のでは、大学学のでは、大学学のでは、大学学のでは、大学学のでは、大学学のでは、大学学のでは、大学学のでは、大学学のでは、大学学のでは、大学学のでは、大学学のでは、大学学のでは、大学学のでは、大学学のでは、大学学のできません。 (略) (略) (略) (略) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	(破産管財人の権限) 改 正 案
(略) (略) (略) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格	(破産管財人の権限)現行

$\bigcirc$
特別会計に関する法律(
: (平成十九年法律第二十三号)
二号)(附則第九条関係)
$\overline{}$

(傍線
部分は
改正
部分)

改正案	現
附則	附則
(一般会計から国有林野事業債務管理特別会計への繰入れ)	会計から国有林野事業債務
第二百六条の五 第六条の規定にかかわらず、借入金の償還金、一	条の五 第六条の規定にかかわらず、借入金の償
借	借入金の利子並びに借り換えた一時借入金の償還金及び利子
財源に充てるため、毎会計年度、予算で定めるところにより、当	、毎会計年度、予算で定めるところ
該年度の国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十	年度の国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二
六年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国有林野をい	年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国有林野を
う。以下この項において同じ。)の産物及び製品の売払い並びに	いて同じ。)の産物及び製品の売払い並び
国有林野の管理又は処分による収入額並びに同法第八条の五第三	有林野の管理又は処分による収入額から、当該売払い及び管
及び同法第八条の十四第四項に	する費用の額を控除した額に相当する金額
樹木料の収入額の合計額から、当該売払い及び管理又は処分のた	下この項において「繰入相当額」という。)の予
めに要する費用並びに同法第八条の五第一項に規定する樹木採取	の年度における繰入相当額の決算額でまだ国
権に関する事務の執行のために要する費用の額を控除した額に相	野事業債務管理特別会計に繰り入れていない額を加算し、又
当する金額(以下この項において「繰入相当額」という。)の予	該予算額から当該前年度以前の年度において当該決算額を超
算額に、当該年度の前年度以前の年度における繰入相当額の決算	た額を控除した額に相当する金額を、一
額でまだ国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れていない額を	債務管理特別会計に繰り入れるも
加算し、又は当該予算額から当該前年度以前の年度において当該	
決算額を超えて同会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金	
額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れる	
ものとする。	
2 (略)	2 (略)